

第8章 方法書についての意見と事業者の見解

8.1 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

8.1.1 方法書の公告及び縦覧等

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月縦覧に供した。

(意見提出期間においても図書が確認できるよう、縦覧期間満了の日から2週間、追加で縦覧を行った。)

(1) 方法書の公告・縦覧

(a) 公告の日

令和3年1月29日(金)

(b) 公告の方法

公告は令和3年1月29日(金)付の日刊新聞紙「山陽新聞(朝刊)」に掲載した。また、図8.1.1-1(1)及び図8.1.1-1(2)に示すとおり、日本再生可能エネルギー株式会社 ホームページ(<https://venaenergy.co.jp/1276>)において電子縦覧を実施した。

2021.1.29 お知らせ

(仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書の縦覧 並びに住民説明会の実施について

令和3年1月29日
日本再生可能エネルギー株式会社

当社は、令和3年1月29日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称) 真庭太陽光発電事業環境影響評価方法書」(以下「方法書」) 及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を岡山県知事、真庭市長へ送付し、電気事業法に基づき経済産業大臣へ届け出ました。

方法書及び要約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

方法書の縦覧について

縦覧場所：
岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 地域総務課
真庭市 藤山文化センター1階ロビー (真庭市役所 藤山振興局 地域総務課)

縦覧期間：
令和3年1月29日(金)から令和3年3月15日(月)
※各地設の開庁日・時間に基づきます。

インターネットによる公表

※(仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書及び要約書において、下記のとおり誤りがありましたので、令和3年2月5日からは修正したファイルを縦覧しています。

(仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書 正誤表

該当頁	章	該当箇所	誤	正
3-1-39 (59)	第3章	図3.1.5-3(1) 現存緑生園	緑生の凡例番号と図中の番号との不整合	図中の番号を修正 (図3.1.5-3(1)に参照ください)
3-1-40 (60)	第3章	図3.1.5-3(2) 現存緑生園 (拡大院)	緑生の凡例番号と図中の番号との不整合	図中の番号を修正 (図3.1.5-3(2)に参照ください)
6-49 (279)	第6章	図6.2-14 緑生調査範囲図	緑生の凡例番号と図中の番号との不整合	図中の番号を修正 (図6.2-14に参照ください)

(仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書 要約書 正誤表

該当頁	章	該当箇所	誤	正
要-71	第6章	図6.2-14 緑生調査範囲図	緑生の凡例番号と図中の番号との不整合	図中の番号を修正 (図6.2-14に参照ください)

■ (仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価調査 方法書及び要約書

表紙と目次	方法書[2.40KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書[90.5KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	方法書[4.65KB]
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(自然的状況)	方法書[11.9KB]
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(社会的状況)	方法書[16.3KB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書[8.74KB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書[716KB]
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書[8.14KB]
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書[6.31KB]
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書[77.0KB]
資料編	方法書[2.95KB]
要約書	要約書[12.8KB]

年別アーカイブ	
2022	→
2021	→
2020	→
2019	→
2018	→
2017	→
2014	→
2013	→

図 8.1.1-1(1) 日本再生可能エネルギー株式会社 HP によるお知らせ

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図20万、電子地形図25000及び数値地図5万及び地図タイトルを加工し、作成しました。また、地図の作成に当たっては、国土地理院発行の基盤地図情報を使用しました。
なお、本書の著作権は、合同会社NRE-46インベストメントに帰属します。著作権者である合同会社NRE-46インベストメントの承諾を得ず、複製、転用、販売、貸与及び他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

説明会について

方法書説明会を以下の日程で開催します。どなたでもご参加頂けます。(事前申込不要)

日時：令和3年2月13日(土)19時～21時

場所：鶴山文化センター 第1会議室

意見書の送付について

「(仮称)真庭太陽光発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に記入のうえ意見書箱に投函頂くか、以下の問い合わせ先までご郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

●受付期間：令和3年3月15日(月)まで
(郵送の場合は当日消印有効)

●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステータワー17階
日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発 廣瀬宛

意見書用紙は [こちら](#)よりダウンロードください。

●記載事項

- ① 氏名
- ② 住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ③ 環境の保全の見地からの意見及びその理由

お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステータワー17階
日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発 廣瀬
電話番号 03-6452-9716 (土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

その他

今後、新型コロナウイルス感染症に関して要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがあります。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

図 8.1.1-1(2) 日本再生可能エネルギー株式会社 HP によるお知らせ

(c) 縦覧場所

関係地域を対象に、表 8.1.1-1 に示す 2 か所にて縦覧を実施した。

また、日本再生可能エネルギー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 真庭地域総務課（岡山県真庭市勝山 591）
- ・真庭市 勝山文化センター1 階ロビー（真庭市役所 勝山振興局 地域振興課）
（岡山県真庭市勝山 319 番地）

表 8.1.1-1 縦覧状況

縦覧場所	写真 1	写真 2
岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 真庭地域総務課		—
真庭市 勝山文化センター1 階ロビー（真庭市役所 勝山振興局 地域振興課）		

(d) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 3 月 1 日（月）まで
（意見提出期限である令和 3 年 3 月 15 日（月）まで追加縦覧）
- ・縦覧時間：各施設の開庁日の開庁時間に準じた。

※インターネットの利用による縦覧（電子縦覧）も上記縦覧期間と同じとし、電子縦覧は期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(2) 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 3 年 2 月 13 日（土） 19 時～20 時	真庭市 勝山文化センター 第 1 会議室	9 名

(3) 方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(a) 意見書の提出期間

令和 3 年 1 月 29 日（金）から令和 3 年 3 月 15 日（月）まで

(b) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。

①日本再生可能エネルギー株式会社への書面の郵送

②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函（表 8.1.1-2 参照）

(c) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通 3 件であった。

表 8.1.1-2 ご意見記入用紙

「(仮称)真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)真庭太陽光発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に理由を含めご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、縦覧場所に設置している縦覧者記録簿への記載にご協力をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号オークラブステータワー17階
 日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発（担当：廣瀬）宛

○意見書の提出期限 令和3年3月15日（月）〔当日消印有効〕



意 見 書

令和3年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を 含めて記載してください。〕	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。

8.1.2 方法書についての意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2通3件であった。

「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価法第8条第1項の意見に対する当社の見解は、表 8.1.2-1 に示すとおりである。

表 8.1.2-1 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

【事業計画】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	B区は、急傾斜の山林や谷が多い地形で、太陽電池パネルを設置すべきではないと思います。風雨災害が多いので山林開発は慎重に行うことが求められていると思います。よろしくをお願いします。	太陽電池の配置については、災害防止及び環境への影響低減の観点から、設置の是非を検討しました。その結果、太陽電池の配置については、対象事業実施区域南側のA区のみとし、B区には配置しない計画に変更しました。
2	施設管理において将来除草対策が必要と思われるが、除草計画と環境への影響を具体的に検証していただきたい。	パネル設置位置の地表面は、種子吹付等の緑化を行うことを計画しています。また、除草については、周辺への水質への影響を考慮し、除草剤などは用いず、定期的な刈り取りを行う予定です。このため、除草作業に伴う環境影響はないと考えていますが、今後、詳細な管理計画を検討する中で、環境への影響があると判断される場合には、必要に応じて適切な管理を行ってまいります。

【その他】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
3	河川、谷川の治水環境保全について地域住民が不安を感じている。将来にわたってどのような保全対策が必要か、流域ごとに検証を行い、住民説明をお願いします。	調整池は定期的に浚渫を行い、浚渫土については、調整池付近に仮置き、水切り後、事業区域内の維持管理に伴う補修（法面等）に使用します。また、施設の維持管理として、常時巡視を月1回、異常時（豪雨時、地震時）は都度、巡視を行い、調整池の点検を行います。 そのほか年1回（渇水期）に吐口・放流施設等の排水施設に堆積・付着した土砂・ゴミ等の除去作業を行います。出水後は都度、土砂・ゴミ等の除去を行います。異常時（豪雨時、地震時）は、あわせて事業区域内の排水施設や法面についても監視を行い、災害の発生抑止に努めます。

8.2 方法書についての岡山県知事の意見及び事業者の見解

「電気事業法」第46条の7第1項の規定に基づく、環境影響評価法第10条第1項の岡山県知事意見に対する当社の見解は、表8.1.2-1に示すとおりである。

表 8.1.2-1(1) 環境影響評価方法書について述べられた岡山県知事意見の概要と当社の見解

岡山県知事意見の概要	事業者の見解
<p>1. 総論評価</p> <p>(1) 事業計画について</p> <p>適切な予測・評価を行うためには、可能な限り詳細な事業計画となっていることが求められるので、準備書作成にあたっては太陽光発電設備及び付帯設備（以下「太陽光発電設備等」という）の構造・配置又は音・規模（以下「配置等」という。）地表面の改変および使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について、可能な限り具体化すること。</p> <p>また、具体化にあたっては、太陽光発電設備等の配置等について、環境影響を回避または極力低減するよう検討し、その経緯及び内容を示すこと。</p> <p>なお、環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事業が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>準備書作成にあたっては、太陽光発電設備等の配置等又は改変区域及び使用する建設機械や運搬車両の種別や数量について、可能な限り具体的に記載しました。</p> <p>また、検討経緯及び内容については、準備書第2章に記載しました。</p> <p>生態系の予測・評価につきましては、上位性をフクロウとしておりましたが、現地調査において対象事業実施区域内での繁殖が確認されませんでしたので、対象事業実施区域内で繁殖が確認されたサシバに変更して予測・評価を行いました。</p>
<p>(2) 地域住民の理解について</p> <p>円滑な事業実施のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であり、地域住民から治水や風雨災害などに関する懸念が示されていることから、今後の手続きにおいては、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うなど、地域住民の懸念を払しょくするよう努めること。</p>	<p>周辺住民の理解や協力は必要不可欠ですので、随時説明会を実施することで、当該地域の住民の理解の醸成を進めてまいります。</p> <p>また、住民の不安の払しょくのために、丁寧な説明及び対応を行います。</p>
<p>2. 各論評価</p> <p>(1) 環境の自然的要素の良好な状態の保持</p> <p>ア 大気環境</p> <p>○騒音</p> <p>パワーコンディショナーからの騒音の測定方法等については、現時点で十分な知見が得られていないことを踏まえ、方法書記載の住宅からの距離の確保だけではなく、パワーコンディショナーを収納する工作物等の防音性能を高めるなど環境保全措置の内容について検討すること。</p>	<p>パワーコンディショナーにつきましては住宅からの距離を確保するとともに、カバーの防音性能も十分配慮して、環境保全措置を検討しました。</p> <p>パワーコンディショナーから最も近い住宅までの距離は約573mとなっています。</p>
<p>イ 水環境</p> <p>(7) 土地の改変および太陽光発電設備等の設置に伴う水環境への影響評価にあっては、広大な面積の植生が太陽光パネルに変更され、河川への流出水の経路、流出量と速度及び流出パターン（以下「流出経路等」という。）の変更が予想される事業特性を十分考慮し、林地開発に係る開発行為の技術基準等を参照の上、想定する降水量の詳細な検討を行うこと。その結果によっては太陽光発電設備等の設置面積や規模の縮小により環境影響を回避又は低減する計画とすること。</p>	<p>水環境への環境影響評価については、日常的な降雨時（3.0mm/h）とともに、降雨時調査時の最大降雨量（12.5mm/h）及び局所的な強雨時（過去10年の降雨データの最大値を基に54.0mm/h）の降水時についても予測計算を行い、その結果を踏まえ、環境影響の回避、低減を行う計画としました。</p>

表 8.1.2-1(2) 環境影響評価方法書について述べられた岡山県知事意見の概要と当社の見解

岡山県知事意見の概要	事業者の見解
<p>(1) 事業場西側や沈砂池を経由しない沢からの排水への河川への流入の有無など、事業実施区域から公共用水域への排水経路を適切に把握・考慮したうえで予測評価を行うこと。</p> <p>なお、事業実施区域の河川への流入状況によっては、必要に応じて予測地点の追加について検討すること。</p>	<p>工事時、供用後の排水については既存の調整池を使用する計画であり、改変区域内の排水はすべて調整池で一時貯留することにより土砂を沈降させるなどし、公共用水域に放流する計画として、予測・評価を行っております。</p>
<p>ウ その他の環境</p> <p>○地盤</p> <p>現地踏査やボーリング調査等による地形や地質の詳細把握に加え、斜面安定解析手法等による定量的な手法による予測評価を行い、必要に応じて太陽電池発電設備等の配置等を変更するなど、土地の安定性に係る環境影響を回避又は極力低減する計画とすること。</p>	<p>本事業の土地造成計画は、「岡山県林地開発許可申請の手引」（令和3年4月、岡山県農林水産部治山課）及び「岡山県県土保全条例の手引き」（令和2年12月、岡山県県民生活部中山間・地域振興課）に準拠しており、土木工学的に安定した法面勾配とする計画です。したがって、供用時における地盤の安定性については造成計画と上記の技術基準を比較することにより定性的な予測を行っております。</p>
<p>(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</p> <p>○動物・植物・生態系</p> <p>動植物及び生態系に係る適切な予測・評価を行うため、方法書に掲げている文献資料の他に、現状の状況を示した図書がないか精査するとともに、専門家に聞き取りを行うこと等により、対象種の把握及び調査方法の充実を図ること。</p>	<p>方法書作成時には専門家ヒアリングを行っており、留意すべき種、調査方法等について意見を伺い、それを踏まえて調査を行っております。また、方法書手続き以降も現状の状況を示した図書に関して精査しましたが、新たな文献は確認されませんでした。</p>
<p>(3) 環境への負荷の低減</p> <p>○廃棄物等</p> <p>設置する太陽光発電設備等における有害物質の含有状況を踏まえた適切な処理・処分の方策の把握及び評価を行うこと。</p>	<p>太陽電池発電設備の処理・処分等にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月、環境省）等に基づき、適正に処理を行うこととして予測・評価を行いました。</p>

(空白)